

関係者 各位

ロシア連邦等に対する輸出の禁止措置に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、2月26日に「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について、3月1日に「ロシア連邦関係者及びロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置等について」、3月3日に「ロシア連邦、ベラルーシ共和国並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）の関係者等に対する資産凍結等の措置等について」、3月8日に「ロシア連邦及びベラルーシ共和国の関係者等に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシア連邦、ベラルーシ共和国並びに「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）に対する輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和4年政令第59号）等が3月18日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実行を確保するため、関税局長通達（令和4年3月15日財関第153号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、省令・告示・通達につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和4年3月15日財関第153号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R04z0153.pdf>

○経済産業省ホームページ

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置を実施（措置の対象となる貨物及び役務取引等について）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220315007/20220315007.html>

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153